

受益者負担のあり方について

答 申 書

令和元年7月12日

伊丹市使用料手数料等審議会

令和元年7月12日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市使用料手数料等審議会

会長 松尾 貴巳

伊丹市使用料手数料等審議会

答 申 書

本審議会は、令和元年5月14日付伊財財経第57号において諮問のあった受益者負担のあり方について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. はじめに

伊丹市使用料手数料等審議会は、平成3年8月12日に伊丹市の使用料・手数料等の基本的な考え方として「使用料・手数料等のあり方」を答申した。

同答申から30年近くが経過しているが、この間に市民ニーズの多様化・高度化が進み、従来は公共が担っていたサービスについて民間の参入も進展するなど、社会環境が大きく変化している。また、少子高齢化による社会保障関連経費の増加、人口減少による税収の伸び悩み、公共施設等の老朽化への対策といった課題も抱えている。

こうした状況のなか、本審議会では時代に即した考え方や制度について、多様な観点から段階を踏み慎重に審議を行った。その結果、市の受益者負担のあり方について、後に示すような結論を導き出したものである。

2. 本論

(1) 受益者負担のあり方について

使用料・手数料等は、特定の行政サービスの対価としてその利用者から徴収されるものである。特定の行政サービスによって、特定の者が利益を受ける場合には、その行政サービスに要する費用や失われた徴税の機会は、一義的にはその受益者が受益に応じて負担すべきである。これを市税等の公費で賄うことは、利益を受けない市民から徴収した税等を特定の者の受益のために要する費用に充てることになり、負担の公平を欠くこととなる。一方、行政サービスには一定の公費を投入する必要もあることから、「誰が」「どのくらいの」負担を分かち合うことが妥当であるのかについて検討する必要がある。

(2) 対象施設について

本答申の対象となる受益者負担は、公の施設の利用に係る施設使用料を対象とする。ただし、次の施設の利用は対象外とする。

- ① 公営住宅、障害者（児）通所施設、高等学校など法令等により別途定めがある施設の利用
- ② 道路や公園など全ての市民の使用を想定している施設の利用
- ③ 貸室がないなど使用料収入の余地がない施設の利用
- ④ 水道事業、病院事業等の公営企業会計で経理する施設など独立採算が求められる施設の利用
- ⑤ その他特別な事情がある施設の利用

(3) 原価の範囲等

人件費や光熱水費といった公共施設の維持管理に関わる費用に加えて、土地の費用および建物の費用といった施設の整備に関わる費用も原価の範囲に含める。なお、土地・建物の費用の算定方法はそれぞれ次のとおりとする。

① 土地

機会費用を原価に算入する。具体的には施設整備を行ったため失われる当該施設の土地に関する固定資産税・都市計画税の税込相当額を原価に算入する。

② 建物

取得費を原価に算入する。具体的には当該建物の減価償却費相当額を原価に算入する。

減価償却費の額については、市の固定資産台帳より算定するものとする。なお、建築等の際に国・県から補助金を受けた施設についても、補助金は市民も負担する国税・県税を原資とするものであり市税と同様に公費であることから、取得費から補助金を控除せずに計算した減価償却費相当額を原価に算入することとする。寄附金等を受けた施設においても原則として同様の取扱いとするが、寄附者の意向等を踏まえて判断するものとする。

(4) 施設分類ごとの負担割合の設定

施設の種類の多様であり、また民間に同種施設もあることなどから、一律の負担割合とするのではなく、施設の性質や目的等を踏まえたうえで、負担割合を定めるものとする。

具体的には、①必需性・選択性、②収益可能性の観点から複数のカテゴリーを設定し、「伊丹市公共施設白書」に示されている施設分類ごとに当てはめる。なお、必要に応じて施設の特性等を考慮し当該施設分類を細分化することとする。

① 必需性・選択性

福祉施設、文化・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設などサービスの性質によって分類する。

必需性が高い施設とは、市民が日常生活を営むうえで必要となる施設等を指す。

選択性が高い施設とは、日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設等を指す。

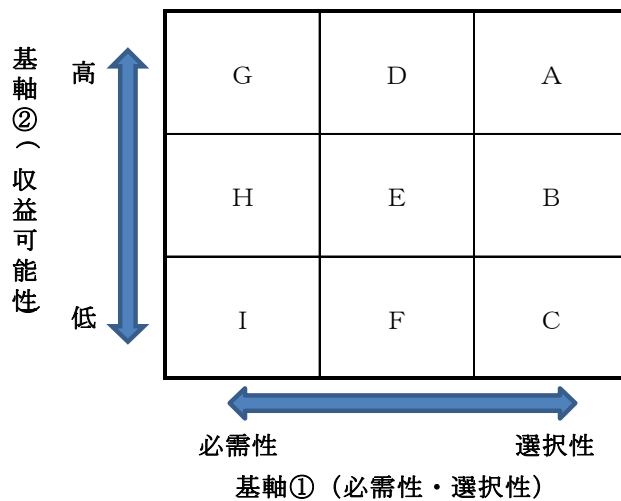
② 収益可能性

民間でも類似・同種のサービスが提供され得るか、あるいは収益性がどの程度見込まれるのかという視点で分類する。

収益可能性が高い施設とは、民間に代替え施設が期待できる、あるいは収益性が比較的高いと見込まれる施設等を指す。

収益可能性が低い施設とは、民間の代替え施設が期待できない、あるいは収益性が比較的低いと見込まれる施設等を指す。

以上の①必需性・選択性、②収益可能性についてそれぞれ3つに区分した場合は、以下のとおり9つのカテゴリーが設定されることになる。



(5) その他

① 激変緩和措置

料金の改定にあたって、改定後の料金が改定前の料金に比べ大幅に上昇しないよう激変緩和措置を設けるものとする。

② 周知期間

料金改定を行う場合は、一定の周知期間を設けるものとする。

③ 政策的配慮

子どもや高齢者、障がい者等利用者属性に応じた政策的な配慮については、減免制度等を通じた適切な運用が求められる。なお、減免制度等については社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

④ 定期的な料金の検証

市を取り巻く社会環境は刻々と変化するため、現行の料金が適切か否かの検証を定期的に行うものとする。

ただし、公共施設の整備状況やサービス内容の変更などにより、早急な見直しが必要なときはその都度見直しを行うものとする。

3. 結び

市が提供している行政サービスについては何らかのコストがかかっており、「無料」ということはない。複数の委員より、行政がコスト意識を持つのは当然のことだが、市民にもコスト意識を持ってもらうことが大事だという意見があった。原価の範囲に土地・建物の費用を算入することが、行政・市民のコスト意識醸成と、公共と民間での合理的なコスト比較を踏まえたサービス提供者決定の一助になるものと期待している。

本審議会では、料金算定に必要な「原価の範囲」と「負担割合」について、将来にわたり伊丹市の受益者負担についての礎とすることを目指して議論を進めた。そして、本答申は施設利用者と全ての市民の負担の方向性を明確にしたうえで、両者の適切な負担のあり方について一定の結論を示した。行政においては、まず本答申の趣旨に沿って制度設計に取り組むことを望む。そのうえで、個々の施設の料金改定実施の可否や改定額、改定期等については個別に判断すべきと考える。

受益者負担のあり方を定めることは、料金のあり方を定めるということであるが、換言すると、公費投入のあり方を定めるということに他ならない。今後、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少が見込まれるなか、市民ニーズを的確に捉え、公費の投入については慎重に行うことが重要である。受益と負担の公平性の観点から、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定を目指して、より一層の市民サービスの向上及び事務の効率化に取り組むことを求めておく。

《委員》

氏名	所属
伊藤 文吾 いとう ぶんご	伊丹市PTA連合会 会長
○上村 敏之 うえむら としゆき	関西学院大学経済学部 教授
大西 行美 おおにし ゆきみ	伊丹消費者協会 会長
神谷 俊彦 かみや としひこ	伊丹商店連合会 副会長
木戸 裕美子 きど ゆみこ	市民公募委員
笑喜 睦 しょうぎ むつみ	伊丹青年会議所 幹事
富田 陽子 とみた ようこ	弁護士
中山 光子 なかやま みつこ	特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター 理事長
星野 郁子 ほしの いくこ	市民公募委員
◎松尾 貴巳 まつお たかみ	神戸大学大学院経営学研究科 教授
山下 彰一 やました しょういち	連合兵庫北阪神地域協議会伊丹地区連絡会 事務局長

◎：会長 ○：副会長

50音順 敬称略

《伊丹市使用料手数料等審議会開催経過》

開催	日 時	議 題
第 1 回	令和元年 5 月 14 日 (火) 9:30~12:00 市役所議会棟 第 2 委員会室	(1) 議事録署名委員の指名 (2) 伊丹市使用料手数料等審議会傍聴要領(案)と会議の公開について (3) 伊丹市における受益者負担の現状と課題について (4) 使用料手数料等審議会の諮問内容について (5) 原価の範囲等について
第 2 回	令和元年 6 月 21 日 (金) 9:30~11:30 市役所議会棟 議員総会室	(1) 第 1 回審議会の議事概要 (2) 施設建設費に占める補助金等の取り扱いについて (3) 施設分類に応じた負担割合の設定について (4) 答申案の作成に向けて
第 3 回	令和元年 7 月 12 日 (金) 10:00~12:00 市役所議会棟 第 2 委員会室	(1) 第 2 回審議会の議事概要 (2) 伊丹市使用料手数料等審議会答申書(案)について